秘密保持契約書

MicroWorld 株式会社(以下「甲」という)と松岡 宗谷(以下「乙」という)は、第 1条に定める目的のために甲および乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いに関して、 次のとおり契約を締結するものとする。

第1条 (目的)

甲および乙は、乙から甲へのシステムエンジニアの業務遂行(以下「本件目的」という)に際し、各々が必要と認める範囲で相手方に秘密情報を開示するものとする。

第2条 (秘密情報)

- 1. 本契約において秘密情報とは、開示側の当事者(以下「開示者」という)が受領側の当事者(以下「受領者」という)に開示する技術上または営業上の情報のうち、以下のいずれかに該当するものをいうものとする。
 - (1)紙、電子媒体、サンプル等の交付、郵送、電子メールの送信等、提供の媒体 および手段を問わず、秘密である旨を表示して提供されたもの。
 - (2) 口頭、デモンストレーション等、無形にて開示されたもののうち、開示者より開示の際に秘密である旨の表明があり、開示から30日以内にその内容を 簡明に表す文書とともに秘密情報である旨が受領者に通知されたもの。
- 2. 開示者は受領者に対し、秘密情報を開示する正当な権限を有することを保証するものとする。

第3条 (秘密保持義務)

- 1. 受領者は、開示者から受領した秘密情報を善良なる管理者の注意をもって秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、本件目的以外に使用してはならないものとする。
- 2. 受領者は、本件目的に関連する必要最低限の自己の役員および従業員(派遣社員を含む。以下同じ。)に対してのみ秘密情報を開示できるが、これらの役員および従業員に本契約に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、順守させるものとする。
- 3. 受領者は、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、秘密情報のリバース エンジニアリングその他の解析を行わないものとする。
- 4. 受領者は、秘密情報の漏洩を防止するため、秘密情報管理責任者を選任し、当該 責任者をして、秘密情報を自己の情報と明確に区分のうえ厳重に保管・管理し、 個人のパソコンに秘密情報を保管させない等、適切な措置を講じさせるものとす

る。

第4条 (例外)

- 1. 秘密情報のうち、以下のいずれかに該当する情報には、本契約の規定が適用されないものとする。
 - (1)開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの(ただし、 受領者が本契約に違反した結果、公知になったものを除く)。
 - (2) 開示に先立って受領者が知っていたもの。
 - (3) 開示者の秘密情報に依拠せずに受領者が独自に開発したもの。
 - (4) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
- 2. 第3条の規定にかかわらず、裁判所、行政機関等より法令、判決、決定、命令等に基づき、開示を強制された場合、受領者は、当該裁判所、行政機関等に対して 秘密情報を開示できるものとする。

第5条 (子会社等への開示)

第3条の規定にかかわらず、受領者は自己の子会社等に対し、本件目的のために 秘密情報を開示し、使用させることができるものとする。ただし、この場合受領 者は当該子会社等に、本契約に基づき自己が負担する義務と同一の義務を負担さ せるものとする。なお、本契約における「子会社等」とは、受領者が直接または 間接に議決権の過半数を保有する者、直接または間接に受領者の議決権の過半数 を保有する者、および直接または間接に受領者の議決権の過半数を保有する者に より直接または間接に議決権の過半数を保有されている者をいうものとする。

第6条 (有効期間)

本契約は、2022年2月1日に発効し、甲または乙が相手方への書面の事前通知により途中解約しない限り、2023年1月31日まで有効に存続するものとする。但し、当事者間で別段の合意をした場合にはこの限りでない。期間終了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも相手方に対する書面の通知がなければ、本契約は同一条件でさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。また、受領者の第3条の秘密保持義務は、本契約期間中に加え、契約終了後もなお、5年間存続するものとする。

第7条 (秘密情報の返却)

受領者は、本契約終了後または開示者より書面による要請があった場合、遅滞なく開示者より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄する ものとする。なお、この場合、受領者は開示者に対して秘密情報を返却または廃 棄した旨の証明書を提出するものとする。

第8条 (解釈)

1. 本契約は、両者間における物品の売買、役務の提供、権利の許諾等もしくはこれらの予約または本契約に定めのない事項を約定するものではないものとする。

2. 本契約は、本契約に規定された義務に違反しない限り、両者が独自にまたは第三

者と類似の情報交換、開発等の目的を追求することを制限するものではないもの

とする。

第9条 (法令順守)

甲および乙は、本契約に基づき情報を交換する場合には、外国為替および外国貿

易法、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律のほか、関連法令を順

守するものとする。

第10条 (協議解決)

本契約に定めのない事項および本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、

両者とも誠意をもって協議解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、両者それぞれ記名押印の上、各1通を保有す

るものとする。

2022年2月15日

甲:東京都港区虎ノ門1-16-8

MicroWorld 株式会社

代表取締役 杜 穎富 印

乙: 埼玉県川口市赤井 3-9-49 Avenir 201 号室

松岡 宗谷 印

3/3